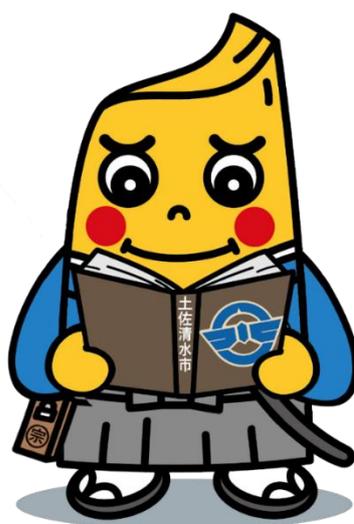


第3次土佐清水市子ども読書活動推進計画

【令和7年度～令和11年度】



令和7年3月

土佐清水市教育委員会

はじめに

子どもは読書活動を通じて、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていきます。したがって、そのための環境整備を社会全体で積極的に推進していくことは極めて重要なことです。

近年、スマートフォンの普及やそれを活用したSNS等コミュニケーションの在り方の多様化が進み、それに伴って子どもの日常生活において、活字離れや読書離れが指摘されるなど、子どもたちを取り巻く情報環境は大きく変化しています。また、GIGAスクール構想による学校におけるICT環境整備により、子どもたちを取り巻く教育環境も大きく変化しており、子どもの読書活動にも影響を与えているのではないかと考えています。

平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健全な成長に資することを目的としています。

本市では、平成20年に「土佐清水市子ども読書活動推進計画」、そして令和2年には「第2次土佐清水市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校・図書館等による読書活動の推進を図ってきました。この間、学校では朝読書等全校一斉読書や、読み聞かせボランティアによる活動、市民図書館では「毎月のイベント」及び「子ども読書週間」における様々な啓発行事を展開し、読書の多様な機会の提供と環境の整備に努めてきました。

そして今回、これまでの取組をより一層充実させるため、それまでの活動の成果や課題を検証し、さらなる読書活動の推進を目指し、ここに「第3次土佐清水市子ども読書活動推進計画」（令和7年度～令和11年度）を策定することとなりました。

本計画は子どもの発達段階に応じ、読書への関わり・関心を高める取組の推進等、本市における子どもの読書活動推進にかかる具体的な施策の方向性を示すものです。子どもたちが進んで読書に親しみ、読書の習慣を身につけることができるよう、引き続き家庭・地域・学校・図書館等と連携、協力し、子どもの読書活動の推進に向け一層努力してまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりご尽力いただきました土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員会のみなさま、並びにアンケート調査にご協力いただきました関係者のみなさまに心よりお礼申し上げます。

令和7年3月

土佐清水市教育長 斧川 哲也

【目 次】

第1章 第3次計画策定について

1 策定にあたって	1
2 第3次計画の位置づけ	1
3 読書活動についてのアンケート調査	1

第2章 前計画の主な取組の成果と課題

1 家庭における子どもの読書活動の推進	2
2 学校及び幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進	4
(1) 幼稚園・保育所等	4
(2) 学校	5
3 地域における子どもの読書活動の推進	8
(1) 市民図書館	8
(2) ボランティアや民間団体	12
4 関係機関の連携・協力の推進	13
5 子どもの読書活動の啓発・広報の推進	13

第3章 第3次計画の概要

1 第3次計画の目標	15
2 第3次計画の基本方針	15
3 計画期間	16
4 計画の対象	16

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進	17
2 学校及び幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進	17
(1) 幼稚園・保育所等	18
(2) 学校	18
3 地域における子どもの読書活動の推進	20
(1) 市民図書館	20
(2) ボランティアや民間団体	21
4 関係機関の連携・協力の推進	21
5 子どもの読書活動の啓発・広報の推進	21

※参考資料

小・中・高等学校における読書活動の現状	24
公立図書館における読書活動の現状	27
読書活動についてのアンケート調査結果	29
土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	30
土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員名簿	31
子どもの読書活動の推進に関する法律	32

第1章 第3次計画策定について

1 策定にあたって

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境を整備しなければなりません。

国は、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次基本計画）」を策定し、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。これを受け、高知県では、平成18年11月に「高知県子ども読書活動推進計画」を策定し、取組を進めてきました。その後、おおむね5年ごとに計画を変更し、子どもの読書活動を継続的に推進しています。

本市においても、平成20年12月に「土佐清水市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進や環境の整備、充実を図ってきました。令和2年3月には“読書に親しむ環境を創造し、本を読むきっかけの提供や、読書の習慣化を推進し、日常的に読書をする子どもを育てる”ことを目標として「第2次土佐清水市子ども読書活動推進計画」を策定しました。それ以降、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書環境にも影響を与えていると考えられます。

この度、第2次計画の期間終了にあたり、この5年間における諸情勢の変化や前計画の取組の成果と課題を検証したうえで、国や県の計画を踏まえつつ、「第3次土佐清水市子ども読書活動推進計画」を策定します。

2 第3次計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定するものであり、また、「みんなでつくる愛と自然に満ちた活力あるまち」第7次土佐清水市総合振興計画（平成28年度（2016年度）から10年間）における基本目標の一つ「豊かなところとからだを育むまちづくり」の推進に向けた指針となるものです。

3 読書活動についてのアンケート調査

調査期間：令和6年9月9日～20日

対象：土佐清水市地域子育て支援センターを利用している乳幼児・市内保育所3園・幼稚園1園の保護者、市内小学校4校の児童とその保護者、市内中学校生徒、市内高等学校生徒

計 1,145人

回収率：80.3%

第2章 前計画の主な取組の成果と課題

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【具体的な取組】

- 乳児健診に参加する赤ちゃんとその保護者へ絵本2冊を手渡すとともに、絵本選びの参考ブックリスト、図書館の利用カード申込書、利用案内、絵本の楽しみ方がわかる冊子を配布するブックスタート事業を実施
 - ※ブックスタート事業での読み聞かせは、令和2年度から感染症対策として中止
- 毎月第3水曜日に実施する「乳幼児対象の読み聞かせ」、別館の絵本コーナー「ひだまりハウス」について紹介し、親子でともに過ごし本と触れ合う場所として図書館の利用を促進

【成 果】

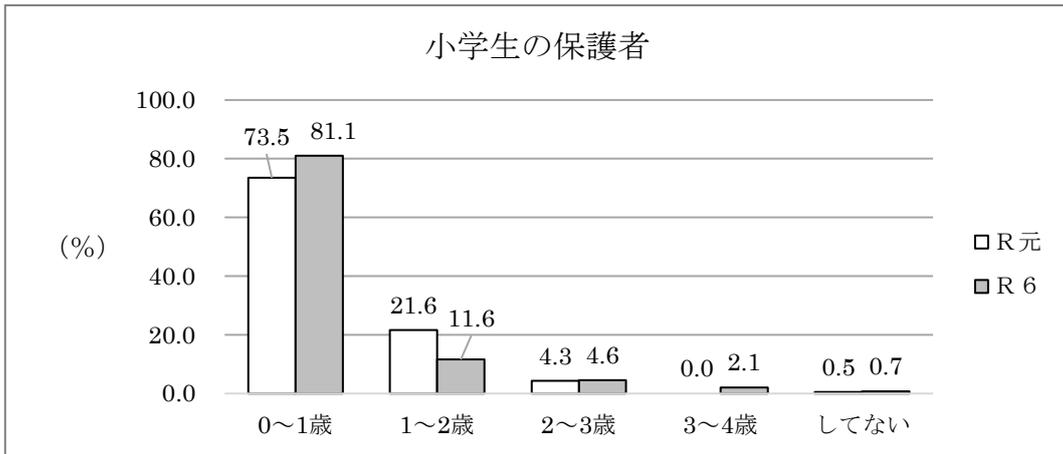
- 子どもに読み聞かせを始めた時期について、0～1歳に始めた割合が令和元年度と比較し増加しています（p.3 グラフ①）。「ブックスタート事業」を通じて、読書習慣の定着に重要な乳幼児期の子どもと本との出会いが進んでいると考えられます。

【課 題】

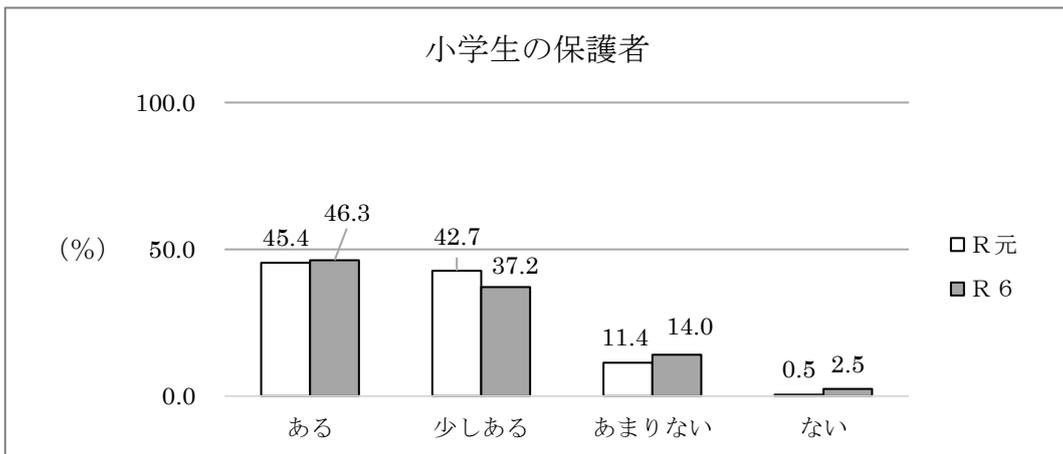
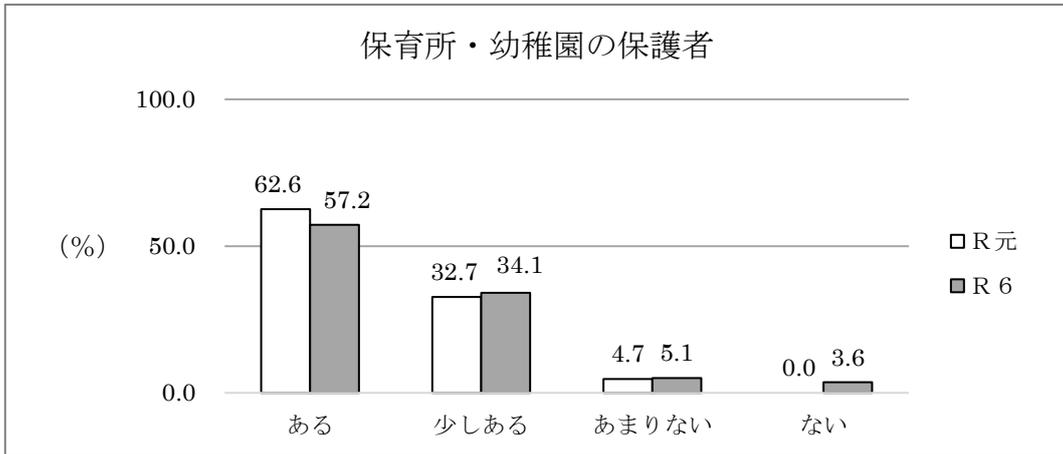
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により図書館での催しは中止・縮小されたため、十分な取組の実施には至りませんでした。今後は、オンラインの利用など工夫や柔軟性をもった発信方法にも取り込む必要があります。
- アンケート結果（p.3 グラフ②）より、子どもの読書に関心のある保護者の割合が保育所・幼稚園では令和元年度と比較し減少しています。また、関心がないと回答した保護者の割合が保育所・幼稚園・小学生で増加しています。読書の楽しさや重要性について、根気強く情報発信していくことが必要です。
- 保護者への働きかけのみでは家庭で親子がともに読書を楽しむ環境づくりは難しいため、学校での読み聞かせを充実させるなど、学校（幼保・小・中・高）、図書館、その他子育て支援機関との連携を密にしていくことが重要です。



グラフ① 初めて本を読んであげたのは、お子さんが何歳くらいのときですか。



グラフ② お子さんの読書に関心がありますか。



2 学校及び幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所等

【具体的な取組】

- 絵本の読み聞かせを年間指導計画に位置付け、日々の保育の中で絵本にふれ合う機会を創出
- 保育者に対し専門研修を実施
- 絵本の読み聞かせの大切さについて、保護者向けに研修を実施
- 子どもの興味や関心、発達に応じた絵本の選定
- 園児への読み聞かせや絵本の貸し出しを活用した家族で触れ合う読書活動の啓発
- 市民図書館・ボランティアの活用

【成 果】

- 小さな頃から絵本を目に触れ、手に取ることのできる環境づくりを進めたことで子どもたちが絵本をより身近に感じられるようになっていきます。
- 絵本の読み聞かせを通して子どもたちの感性を育てていく中で、絵本が大好きな子どもたちが育っています。
- 専門研修を通して、保育者自身が子どもの興味・関心、発達に応じた絵本の選定、読み聞かせ等の重要性を感じて、保育に取り入れる姿が見られました。
- 保護者向けに研修を開催したことで、家庭でも絵本への興味・関心が広がってきつつあります。

【課 題】

- 「保護者の読み聞かせ」について、令和6年度の目標値を100%としていましたが、アンケート結果は96.4%で目標値に達していません（p.5 表1）。保護者の活字離れが進んでいることや、共働き・核家族化等により子どもと関わる時間や余裕がなくなっている中、保護者が負担に感じることなく子どもと本を楽しむためにはどうすればよいかを考えていくことが必要です。
- 子どもたちの興味や関心・発達に応じた絵本の選定や読み聞かせを進めるにあたって、保育者自身のスキルアップが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により取組が難しかった市民図書館や地域のボランティア・学校等と連携した絵本に親しむ機会づくりが必要です。

表1 保護者の読み聞かせ

成果指標	令和元年度	令和6年度	
	現状値	目標値	現状値
絵本の読み聞かせ	97.2%	100%	96.4%

※現状値は保育所・幼稚園の保護者アンケート調査の数値

(2) 学校

① 小学校

【具体的な取組】

- 読書活動の年間指導計画を作成し、それに沿った取組を実施
- 各学年の必読図書、学期毎・年間の目標冊数を設定。児童の状況に合わせた目標達成に向け評価を実施
- 読み聞かせボランティアの活用
- エアコン、展示コーナーの工夫、季節の掲示物による学校図書館の環境整備を実施
- 各学級で本の紹介カードを作成し、発表や掲示を実施
- 本に親しむ活動として、読書祭り（紙芝居や読書クイズ）を実施
- 読書感想文、新聞作りコンクール、読書標語への取組
- 校内研修により各学級での図書指導について教職員間で認識を共有
- 教科書に掲載された並行読書用の図書を整備、調べ学習に図書を活用
- 国語の教科書や本の中から詩や物語を発表する場として音読集会を設定
- 家庭での読書を呼びかけ、音読カードの活用
- 学級懇談や個人面談で読書の大切さを伝えるとともに、通信等で情報を発信
- 本を手にとって学習できるよう授業の中で活用したい図書を市民図書館から借用
- 低学年時、市民図書館の役割やマナーについて学ぶため見学を実施
- 月に一度、移動図書館を利用
- 特別な支援の必要な子どもたちへの支援として、大型絵本を活用

【成果】

- 児童が選んだ必読図書を教室に置くことで、友だち同士で声掛けや紹介につながっています。本が身近にあることで本に親しみ、手に取る機会が増えています。
- 読書ボランティアによる読み聞かせでは、自分では選ばない本との出会いがあり、新しい分野に興味を持つきっかけにもなっています。
- 週2回の朝読書を通じて静かに本を読むことを確認し、読書数の増加につながっています。

- 図書委員が生活朝会でおすすめの本の紹介・借り換えの呼びかけ、たくさん本を読んだ児童に手作りしおりのプレゼント、学校図書館内の掲示を定期的に変更する等、本を読む意欲付けを行っています。
- 読書感想文は、課題図書を早めに購入することで読み深めるようにしています。
- 音読集会では、低学年が高学年の発表態度や声の出し方を見ることや感想の内容について聞くことで次へとつなぐ学習ができています。
- 家庭のルールづくりチェックシートの結果を分析し、家庭での読書習慣の定着に課題があることから、PTAだよりで分析結果の公表と読書活動の啓発を行っています。

【課題】

- 活字離れの児童も増え、年間計画等を作成して取り組んでいるが読書量に個人差が生じているため、支援方法を考えていくことが必要です。
- 図書支援員がない小学校では、図書担当教諭が学校図書館に関わる時間を充分確保することが困難なため、本の配置等に工夫がなかなかできないのが現状です。
- 決まった種類の本ばかり読む児童がいるので、児童同士で本を紹介し合う等、様々な分野の本に興味を持たせる取組が必要です。
- 読書感想文への取組が十分にできていません。
- 調べ学習に活用できる本の整備を心掛けていますが、限られた予算の中で十分な確保は難しいため、市民図書館の活用やタブレットでの調べ学習と組み合わせて行っていく必要があります。
- 他の行事や作品作り等について精選を行い、音読集会の準備や発表の時間を確保する工夫が必要です。
- 学校全体として、親子読書などは取り組めていないのが現状です。保護者へ子どもの読書活動の大切さを伝える啓発活動については、それぞれの家庭の事情もあり、共通理解を図ることが困難な場合もありますが、参観日等を通じて働きかけを継続していきます。
- 学校のICT環境の整備等に伴い、今後は電子書籍の活用も検討していく必要があります。

② 中学校

【具体的な取組】

- 調べ学習等に学校図書館の利用を推進
- 展示コーナーの工夫、季節の提示物による学校図書館の環境整備を実施
- 夏季休業中にも生徒が利用できるよう学校図書館の開館日を設定
- 生徒主導による校内図書委員会活動

【成 果】

- 教科で学校図書館を利用することにより、生徒の利用率が増えています(30人/日)。また、夏季休業中も学校図書館を開館することで、安全・安心な居場所として生徒が積極的に読書、学習に取り組むことができます。
- 校内図書委員会では、生徒主導で話し合い、環境整備に関する手立てや、全校生徒が本に興味を持ち読書に親しむ機会が増えるようおすすめの本の紹介(POP作り)等の案が出され、図書委員会活動の活性化による学校図書館の整備や運営が生徒主体で進められています。

【課 題】

- 朝学習としてタブレットを使った学習が始まったため、朝読書の時間をあまり取ることができませんでした。教職員間で協議し、タブレット学習と朝読書の時間を明確に設定する必要があります。
- 図書支援員の配置がないため、図書担当のみでは選書や購入等、学校図書館の運営が十分にできていないのが現状です。生徒同士でおすすめの本を紹介する等、共有・共感できる学校図書館運営の充実を図る必要があります。

③ 高等学校

【具体的な取組】

- 1年生を対象とした学校図書館利用についてのオリエンテーションの実施
- 生徒からの購入希望図書のリクエストの随時受付と反映
- 新刊や特集コーナーなど見やすく興味を持てるような展示の工夫
- IT機器の整備と情報検索環境の充実

【成 果】

- 学校図書館オリエンテーションを実施した結果、毎年1年生の利用率が最も高くなっています。
- 推薦図書コーナーを設置することにより、新刊の貸出率は高くなっています。
- 学校図書館ホームページの蔵書検索機能の利用率は、日常的に学校図書館を利用している生徒ほど高くなっています。
- オーテピアとの連携により充実した資料の中から、テーマに沿った調べ学習が可能となっています。進路学習や自習等の目的で学校図書館を利用する3年生が増えています。

【課 題】

- 学年が上がるごとに貸出率が低くなる傾向があるため、継続して学校図書館を利用してもらうための取組が必要です。

○生徒からの購入希望図書は必ず購入するようにしていますが、そのほとんどが文学関連の図書であり、自然科学や社会科学関連の図書を購入することが難しくなっています。今後は、生徒のリクエストに必ず応えるという方針を変更するか検討が必要です。

3 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 市民図書館

【具体的な取組】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止や縮小する事業も多くありました。イベントは、人数制限や感染対策を行いながら実施しました。

- 乳幼児から小・中・高校生まで各年代に合った図書を様々な分野から選定
- 別館の「ひだまりハウス」に乳幼児向け絵本や布絵本、玩具を配置
- パネルシアター・人形劇のボランティアグループへ活動場所の提供、道具の購入、公演会場となる学校や保育園へのメンバーの送迎などを支援
- 学校支援事業として読み聞かせボランティアが朝の読み聞かせに参加する際、使用する絵本の貸し出しを支援
- 赤い羽根共同募金助成事業を活用し、点字付き絵本・布絵本・LLブック・マルチメディアデージーといったバリアフリー図書を購入。障がいのある子どもに向けた資料の充実
- 児童図書の充実
- オーテピア高知図書館との連携、児童書選定支援用図書の活用
- 教職員や保護者の読書相談にも対応できるよう職員の専門性を高めるための各種研修への参加
- 親子で読書に親しんでもらうための各種イベントや図書の展示の実施
- 読書ボランティアや保護者へ向けて、読書の重要性や子どもと本をつなぐ方法を学ぶ講座や研修会の実施
- 学校の社会科見学の積極的な受け入れ
- 移動図書館の巡回による子どもの読書環境の支援

【成 果】

○毎月第3水曜日実施の「乳幼児対象の読み聞かせ」終了後も、参加した親子が「ひだまりハウス」に滞在しており、親子がゆっくり過ごせる居場所づくりができています。

- 新型コロナウイルス感染症予防のため減数していた学習図書コーナーの椅子を元に戻したことにより、多くの小学生が放課後の学習スペースとして利用しています。夏休みには宿題に役立つ本の展示も行い、学習の手助けとなっています。
- 障がいのある子どもに向けて購入したバリアフリー図書を土佐清水市じんけんフェスティバルにおいて展示し、住民に周知を図りました。
- 県立児童文庫から資料の借り受けを定期的に行い、県立文庫コーナーに設置したところ活発に利用がありました。児童書選定支援用図書は図書購入の参考にしています。
- 職員が積極的に研修に参加し、専門性の向上に努めました。学校図書館からのリクエストに応え、授業で利用する図書の収集・準備・貸出を行い、学習のサポートとして市民図書館の資料利用が定着してきています。
- 中止が続いた図書館ボランティアによる「わくわくお楽しみ会」を、令和6年度に実施。図書館ボランティアによる読み聞かせ・パネルシアター・人形劇の他、バルーンアートも登場し、楽しく「聞く・観る」体験ができました。
- 環境省土佐清水自然保護官事務所・(一社)土佐清水ジオパーク推進協議会・黒潮生物研究所との共催事業を積極的に実施することにより、工作体験と共に地域の自然への関心・科学・知識の本との出会いや、調べ学習の機会を創出することができました。
- 地元の絵本作家を講師に招き、親子で創作・絵本の世界を楽しむイベントや、高知みらい科学館モバイルミュージアムの展示を開催しました。イベントや展示に合わせた関連図書を展示することでより深く知識を深めることができました。
- 令和4年度高知県教育委員会受託事業として認定NPO法人高知こどもの図書館が「読書ボランティア養成講座」を実施した他、手あそびやわらべうたを紹介しコツを学ぶ「読み聞かせで使える手あそびとわらべうた講座」を実施し、読書ボランティアにスキルアップの機会を提供しています。
- 清水小学校を除くすべての小学校を移動図書館が巡回し、足摺岬・幡陽小学校では巡回の際に絵本の読み聞かせを実施しました。園や学校の蔵書を支援する取組の一つとして欠かせない存在となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出を控えざるを得ない状況の中で、移動図書館の巡回は子ども達の読書の楽しみを支えたと考えられます。
※中学校は生徒の利用がほぼ無い状態が続いたため、学校と協議し令和4年度をもって巡回中止（下ノ加江小学校・幡陽小学校・下ノ加江保育園は休校・休園により令和5年度をもって巡回中止）。
- 児童・中学・高校生向け図書の充実について、限られた予算の中で目標値までは至っていませんが、わずかに増加しています（p.10 表2）。

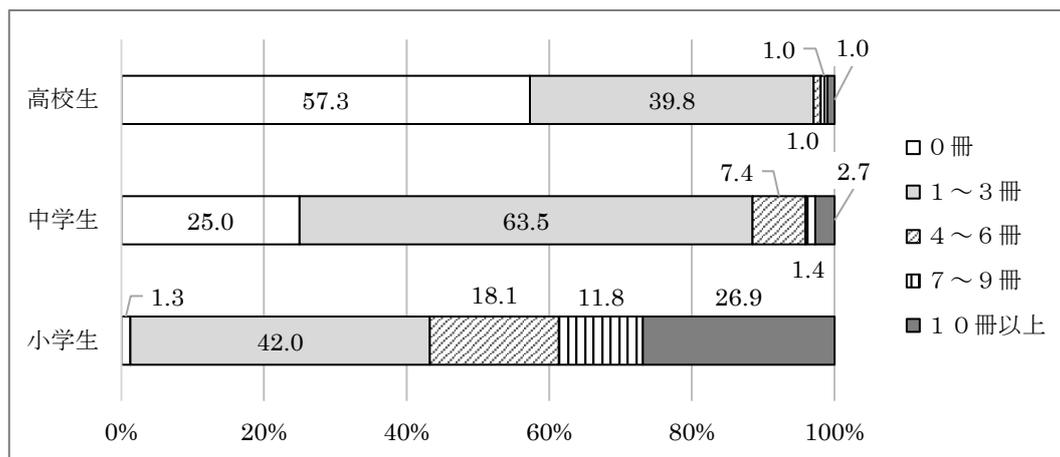
表2 児童・中学・高校生向け図書の実況

成果指標	平成31年3月末	令和6年度	令和6年3月末
	現状値	目標値	現状値
児童・中高図書(冊)	36,687	41,000	38,686
内 中学・高校図書(冊)	5,441	6,300	5,886
内 児童図書(冊)	18,923	21,300	20,044
内 絵本(冊)	10,685	11,600	11,021
内 紙芝居(セット)	1,638	1,800	1,735

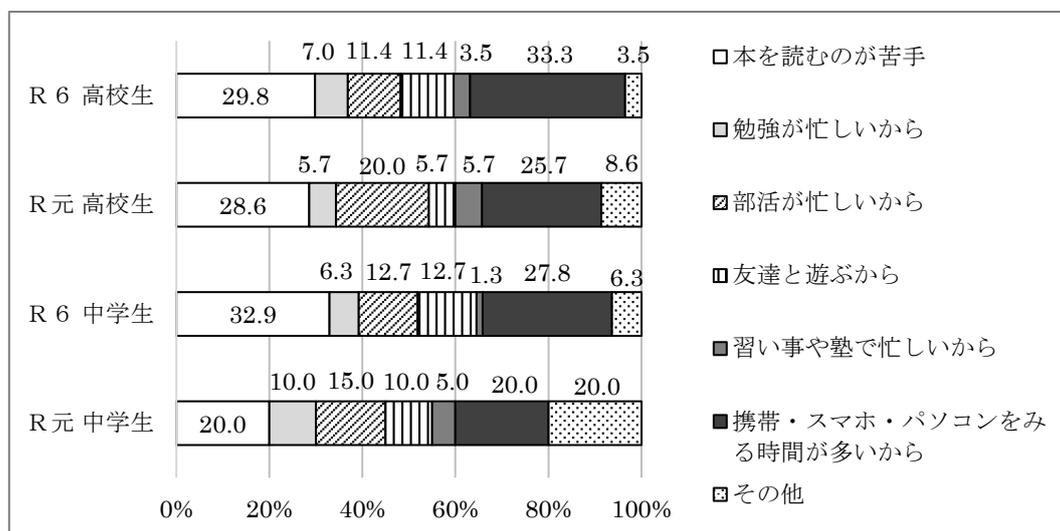
【課題】

- 子どもの読書活動を支えるボランティアの登録数は大きな変化がなく、新たなボランティアの育成は引き続き課題です。
- 中高生図書の貸出冊数が少なくなっています（参考資料 p. 28 公立図書館における読書活動の現状②）。アンケート結果（p. 11 グラフ③）でも、ひと月に一冊も本を読まない子どもの割合は小学生で1.3%に対し、中学生25.0%、高校生では57.3%に達しています。本を読まなかった理由について、令和元年度と令和6年度を比較した結果（p. 11 グラフ④）、中学生・高校生ともに「携帯・スマホ・パソコンをみる時間が多いから」と回答した割合が増加しています。スマートフォン等のモバイル端末が生活に深く浸透していることがうかがえます。
- もっと本を読むようになるために何が必要かアンケートした結果、「読みたくなるような本がたくさんあれば」という回答が中学生・高校生で6割を超えている（p. 11 グラフ⑤）ことから、中高生が読みたいと思える本と出会うきっかけづくりが必要です。
- アンケート結果（p. 12 グラフ⑥）より、中学生・高校生の約半数が電子書籍を「よく利用する」、「たまに利用する」と回答しています。資料形態の選択肢として、電子図書も時代の変化とともに必要であると考えられますが、その充実には十分な予算が必要です。
- 障がいのある子どもへのサービスの充実には、園・学校・子育て支援施設との連携を深めることが重要であるため、バリアフリー資料や機器、サービスについて学校や教職員に周知する研修会を設ける必要があります。

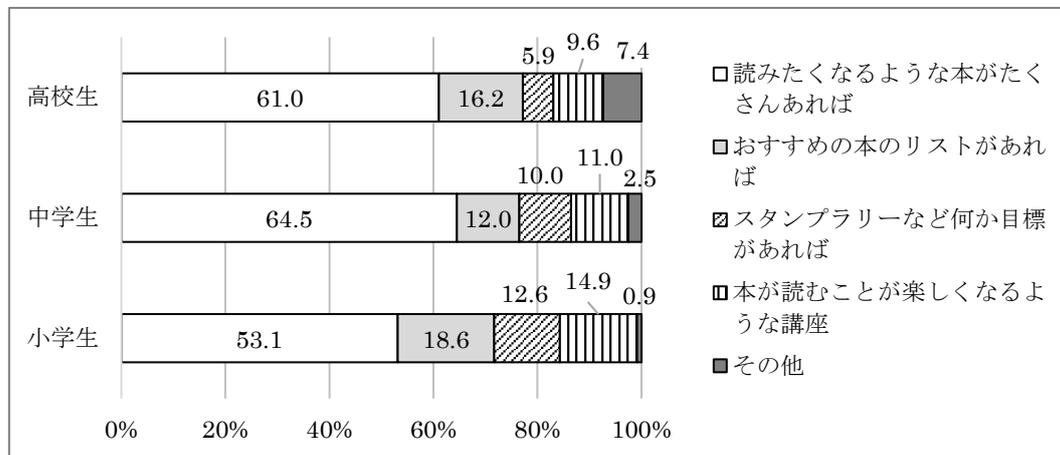
グラフ③ 毎月、本をだいたい何冊読みますか。



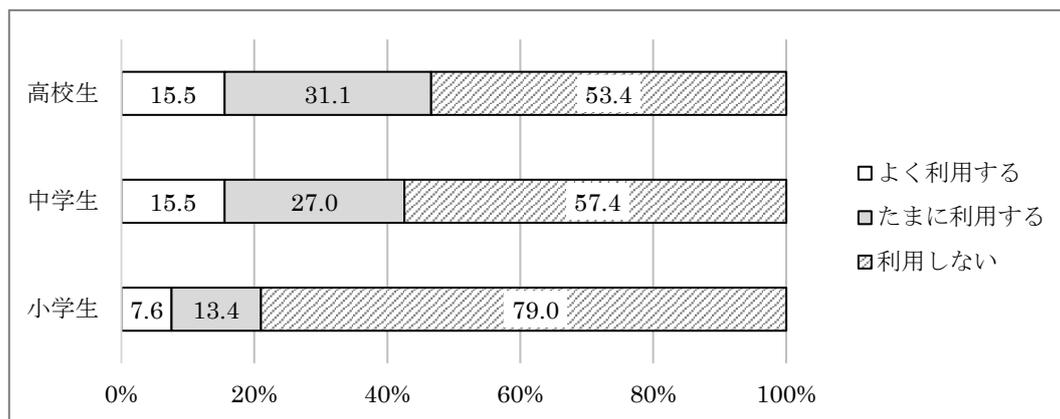
グラフ④ 本を読まなかった（0冊だった）理由を教えてください。



グラフ⑤ もっと本を読むようになるためには、何が必要だと思いますか。



グラフ⑥ 電子書籍を利用しますか。



(2) ボランティアや民間団体

【具体的な取組】

- 情報交換会、研修会の実施
- 学校や市民図書館での読み聞かせの実施

【成果】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により集合研修が実施できない中、子ども読書活動推進計画策定委員やボランティア同士の情報交換により、出版社が主催する絵本・読書に関するオンライン研修を主体的に受講し、ボランティアの資質向上を図りました。
- 市民図書館でのボランティアによる読み聞かせは、中止の期間が多くありましたが、令和5年4月から毎月第2・第4日曜日のおはなし会が、6月から乳幼児向け読み聞かせ会が中止なく実施されています。
- 地域学校協働本部事業として、市内の各小学校で読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせを実施しています（表3）。

表3 小学校における読み聞かせの充実

成果指標	令和元年度	令和6年度	
	現状値	目標値	現状値
朝読書等の全校一斉読書の実施	100%	継続	100%
学校活動でのボランティアによる読み聞かせの実施	100%	継続	100%

【課 題】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民図書館での読み聞かせは中止を余儀なくされました。今後は、このような場合に備え、非対面でも実施が可能な講座の開催も検討が必要です。その技術が習得できる講座や研修会、著作権についての勉強会、デジタル・パソコン周辺機器・環境整備の充実も望まれます。
- 市民図書館の第2・第4日曜日おはなし会では、参加人数の減少傾向が続いています。この要因が何であるか、詳しい分析が必要です。
- 活動本拠地が市民図書館である図書館ボランティア以外の市内ボランティアについて把握が十分でないため、現状把握するとともにどのような連携・支援ができるのか検討が必要です。

4 関係機関の連携・協力の推進

【具体的な取組】

- 学校や保育所、放課後子ども教室から、図書館ボランティアの人形劇・パネルシアターの公演依頼があれば要望に応じて派遣を実施
- 学校図書館協議会と市民図書館が年に1度、共催で研修を実施

【成 果】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ボランティア自体が活動を一定期間休止するなど交流の機会が減少し、連携・協力の面では厳しい期間でした。その中でも、学校図書館協議会と市民図書館が共催した「ビブリオバトル研修会」「ブックトーク研修会」を通じ、子どもを読書に誘う方法について学ぶことができました。

【課 題】

- 家庭での読み聞かせや親子で読書を楽しむ重要性を啓発するためにはPTAの協力が不可欠です。今後は、子ども読書活動推進計画策定委員の一員として、PTA会長の参加が望まれます。啓発に有効な具体的な取組として、家で親子一緒に読書をする時間を作ることが大切です。

5 子どもの読書活動の啓発・広報の推進

【具体的な取組】

- 市民図書館ホームページに、土佐清水市子ども読書活動推進計画を掲載
- 催しのチラシを学校・市民図書館を通じて配布
- 広報とさしみずや図書館報に、毎回新着図書を掲載

- 「こどもの読書週間」にクイズや宝さがし、また年間を通じて工作教室などを実施

【成 果】

- 「こどもの読書週間」に本と子どもを結ぶ様々な方法を取り入れたことで一定数の子どもの参加があり、市民図書館や本に親しんでもらう良いきっかけになりました。
- 市民図書館における事業は、ホームページ・チラシ・広報とさしみずでお知らせするとともに来館者に対して職員が参加の声かけを行っています。全児童を対象にチラシを配布する場合がありますが、直接声かけした子どもの参加率が高くなっています。

【課 題】

- 市民図書館で作成したブックリストは、発行から年数がかなり経過したため、今後新たなブックリストの作成に取り組む必要があります。

第3章 第3次計画の概要

1 第3次計画の目標

「読書に親しむ環境を創造」し、本を読むきっかけの提供や「読書の習慣化」を推進し、自主的に読書活動に取り組む子どもを育てる

2 第3次計画の基本方針

1. 子どもを取り巻く環境のより一層の充実

読み聞かせ等を通して読書の楽しさを伝えるボランティアの方々、幅広く読書活動を支える担い手の育成をするなど読書環境の一層の充実に努めます。

・重点事業

- (1) 総合的な連携・協力体制の整備・充実
- (2) 家庭における読書活動の推進
- (3) 市民図書館機能の充実
- (4) 読書ボランティアの育成と支援
- (5) コミュニティ・スクールや地域学校協働本部、教育機関等と連携した読書活動の推進

2. 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

子どもたちが生涯にわたる読書習慣を身につけられるよう、家庭・地域・学校・市民図書館等が連携・協力し、それぞれの発達段階で効果的な取組や環境整備を充実していきます。

・重点事業

- (1) 家庭・幼稚園・保育所・学校における発達段階に応じた読書活動の推進
- (2) 学校図書室等における読書活動の整備・充実
- (3) 特別の支援を要する児童・生徒に応じた子ども向けの資料の充実
- (4) 市民図書館への来館が困難な子どもへの貸出サービスの充実
- (5) ビブリオバトル等の読書の楽しさを知るイベントの実施

3. 子どもの読書活動の啓発

「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められた4月23日の「子ども読書の日」にちなみ、毎月23日を「読書の日」とし、本を手にとって読む時間を作るよう働きかけます。また、子どもの読書活動の重要性について、市民の理解と関心を高めるよう読書活動の啓発をしていきます。

・重点事業

- (1) 子どもの読書活動に関する啓発・広報活動の推進
- (2) 子どもの読書活動に関する情報の提供
- (3) 子どもの読書活動を推進する人材の育成

3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とし、必要に応じて、計画の見直しを行います。

それぞれの取組を効果的に進めるために、定期的に進捗状況の把握、点検に努めます。

4 計画の対象

本計画の対象となる「子ども」とは、0歳からおおむね18歳までを指します。



第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるためには、最も身近な存在である保護者の果たす役割が重要です。

乳幼児期における読書活動の重要性を保護者に伝えるとともに、子どもが読書に対する興味や関心を持つきっかけとなる機会の創出や、家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める取組を進めていきます。

・主な取組

○ブックスタート事業（乳児健診）、セカンドブック事業（3歳児健診）の実施

読書ボランティアの活用を図り、読み聞かせコーナーを設置するなどして親の読書（絵本）への興味を喚起し、絵本選定のアドバイスを行う

○親の幼少時の思い出の一冊や親子で好きな本を語り合う機会の創出

○親と子の読書量を増やすための取組の充実

○親子読書に最適なブックリストの作成

2 学校及び幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらい、乳幼児なりの言葉を発することで言葉を次第に獲得するとともに、絵本を読んでもらうこと等を通じて絵本に興味を示すようになります。幼稚園・保育所等は、家庭と並ぶ最も身近な生活の場であり、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行う必要があります。

また、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、長い時間を過ごす学校はかけがえのない役割を担っています。子どもが読書を好きになり、自ら読書をし、読書を通じて人生を豊かにすることができるよう、読書環境を整備・充実させ、個々の発達段階や状況等に応じた適切な指導と支援を行う必要があります。

第2章で述べたように、読書離れは年齢が上がるごとに進む傾向が見られます。進学に伴う生活環境の変化等により子どもが読書から遠ざかることがないように、学校種間の連携による切れ目のない取組を実施することが大切です。また、子ども同士で本の紹介や話し合いを行う活動を通じて読書への関心を高める取組や、学校図書館の運営に子どもたちが主体的に関わるなど、子どもの視点に立った読書活動の推進に取り組めます。

(1) 幼稚園・保育所等

・主な取組

- 年間計画に位置付けた絵本に親しむ保育の推進
- 友だちや保育者とともに絵本を楽しむ環境づくり
- 家庭での読み聞かせの楽しさを味わう機会づくり
- 専門性を高めるための保育者研修
- 市民図書館や地域のボランティア、学校等と連携した読書活動の推進
- 一人ひとりの子どものニーズに沿った必要な絵本の確保

(2) 学校

① 小学校

・主な取組

- 読書活動の年間指導計画の作成と推進
- 学年等の発達段階に応じた具体的目標の設定と評価の推進(必読図書、年間目標ページ数、冊数等の設定)
- 読書環境の整備充実
 - 人的整備：学校図書館支援員の配置、司書教諭の効果的な活用、読み聞かせボランティア・保護者等の活用、委員会活動の推進
 - 物的整備：標準冊数の配備(読める作品、良書選書の推進)、学級文庫等の設置、図書室の環境整備(本、管理するためのシステム)、電子ブック、パソコン
- 読書に親しむ機会の創設(委員会等による読み聞かせ、ビブリオバトル、朝読書の推進、全校一斉読書等の確保)
- 図書委員会活動の活性化(おすすめの本の紹介、テーマ毎、季節毎等の図書コーナーの設置、朝読書や読書まつりの実施等)
- 読書感想文、読書感想画、新聞づくりコンクール等への積極的な取組
- 教育活動全般での読書推進への教職員間の共通理解を図る
- 教材との並行図書(読書の窓)や教科横断での調べ学習の本、新聞の活用と推進
- 音読集会、学習発表会等の発表機会の場の設定と充実
- 家庭と連携した親子読書や保護者による読み聞かせ等の読書活動の推進
- 子どもの読書活動の大切さを伝えるための啓発活動や情報発信の充実
- ニーズや時代に応じた良書選書の推進(市民図書館との連携)
- 市民図書館やオーテピアの活用と連携
- 市民図書館や移動図書館の利用の奨励
- 特別な支援の必要な子どもたちへの支援

- 知的学級への学校教育法附則第9条教科用図書(絵本等、下学年誌用検定教科書等)の推薦や検討、必要な図書の確保

② 中学校

・主な取組

- 学校図書館の利用推進と読書活動の機会づくり
 - ・新入生を対象とした学校図書館オリエンテーションの実施
 - ・生徒からのニーズや時代に応じた図書の選定
 - ・授業や特別活動での図書や学校図書館の活用
 - ・全校での朝読書の推進
- 読書環境の整備
 - ・落ち着いた環境づくり
 - ・新刊や特集コーナーの展示
 - ・学習に役立つコーナーの充実
- 各教科や領域とのつながり
 - ・教科書に掲載されている図書や、単元にかかわる分野の図書の選定
 - ・調べ学習での本や新聞の活用と推進
- 図書委員会活動の活性化
 - ・おすすめの本の紹介
 - ・特集コーナーの展示
 - ・図書の貸出等の運営

③ 高等学校

・主な取組

- 図書室の利用促進
 - ・1年生を対象とした学校図書館利用についてのオリエンテーションの実施
 - ・生徒からの購入希望図書のリクエストの随時受付と反映
 - ・図書便りや掲示板を活用した本の紹介や利用状況の紹介
 - ・新刊や特集コーナーなど見やすく興味が持てるような展示の工夫
 - ・文化祭での葉の作成を通じた本を読むきっかけづくり
 - ・ビブリオバトルなど読書に親しむ機会の設定
 - ・委員会活動の活性化
 - ・生徒が興味を持ちやすいような図書のジャンルを問わない選定と購入
- 図書室の多機能化による利用機会の増進
 - ・ICT機器の整備と情報検索環境の充実
 - ・進路学習等に役立つ進学、就職関連コーナーの充実

- ・授業や特別活動等での学校図書館の利用促進
- ・自習室としても活用できるようなレイアウトの工夫
- ・探究活動に適した自然科学、社会科学関連の図書の選定と購入
- ・高知県立図書館オーテピアとの連携の充実

3 地域における子どもの読書活動の推進

子どもにとって図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どもとともに読書に親しみ、図書館司書へ読書に関する様々な相談ができる場所でもあります。さらに、市民図書館は、読み聞かせや、お話し会、講座、図書の展示を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援、多様なボランティア活動に機会や場所の提供等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進するうえで、重要な役割を果たしています。市民図書館においては、引き続きこのような取組の充実を目指します。

(1) 市民図書館

・主な取組

- 乳幼児から小・中・高校生向け図書の充実及び「居場所」づくり
- ボランティア団体との連携及び支援
- 保護者や若い世代間との交流を図り、地域との協力により新たなボランティアを養成
- 障がいのある子どもへのサービスの充実
- 児童・中学・高校生向け図書の質と量の充実
- 学校の授業内容に沿った学習図書の積極的収集や支援と連携
- オーテピア高知図書館との連携、幅広い資料の借受、高知県電子図書館の広報・促進
- 教職員や保護者の読書相談にも対応できるよう職員の専門性を高めるための各種研修への参加
- ブックスタートの充実と手渡し絵本の見直し
- 親子で読書に親しんでもらうための各種イベントや図書の展示の実施
- 読書ボランティアや保護者へ向けて、読書の重要性や子どもと本をつなぐ方法を学ぶ講座や研修会の実施
- 学校の社会科見学や職場体験学習の積極的な受け入れ
- 移動図書館の巡回による子どもの読書環境の支援

(2) ボランティアや民間団体

・主な取組

- 地域で読書活動ができる環境づくり
- おはなし会の共催や交流事業の実施
- 情報交換会、研修会の実施
- ボランティア間の交流と連携
- 学校や市民図書館での読み聞かせの実施

4 関係機関の連携・協力の推進

子どもたちが読書の楽しさを実感するためには、関係機関が連携しながら、工夫を凝らした多彩な取組を進めていくことが必要です。

家庭・地域・学校等が一体となって社会全体での取組を充実させるため、今後も子どもの読書活動に関わる各種団体や機関の活動内容などの情報共有や、相互に高めあう機会の拡充を図るなど、子どもの読書を支えるネットワークづくりをより一層推進します。

・主な取組

- 学校へのボランティア派遣や情報提供の推進
- 家庭での読み聞かせや親子で読書を楽しむ重要性の啓発
- 保護者や若い世代を巻き込んだ、地域での読書の取組の実施
- 読み聞かせや紙芝居、人形劇等の活動団体との交流、連携
- 地域のボランティアの協力で幼稚園や保育所において読み聞かせ会等の行事を実施
- 家庭・地域との連携を図りながら、児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実
- 学校の読書活動にかかわるボランティアとの連携

5 子どもの読書活動の啓発・広報の推進

子どもの読書活動の意義や重要性について理解を深め、子どもの読書活動の習慣化に向けた読書環境の整備や読書活動の推進に繋げていきます。

・主な取組

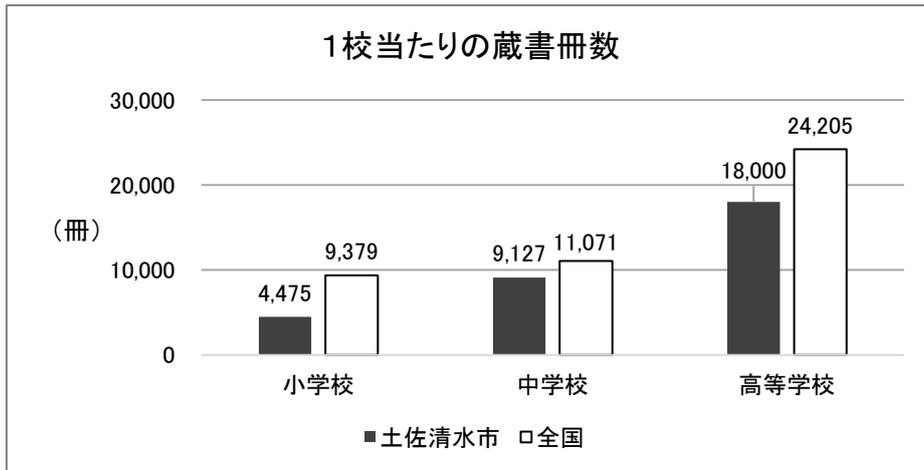
- ホームページ、SNS、広報紙を活用し、子どもの読書活動に関する情報を提供
- 保護者や地域住民には、学校や市民図書館等を通じ、子どもの読書活動に関する情報を提供

- 子どもの成長段階や状況に応じたブックリストを提供
- 子ども読書の日や全国読書週間等に趣旨にふさわしい事業の実施や、広報啓発活動を実施

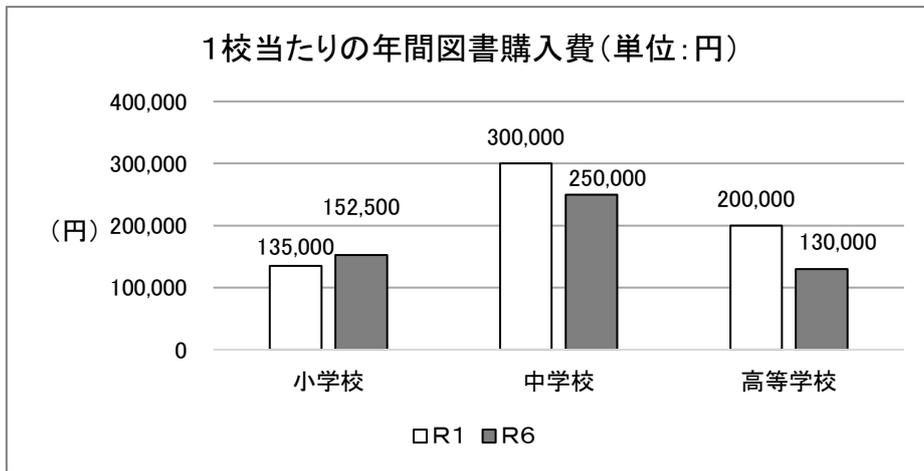
参考資料

- ・小・中・高等学校における読書活動の現状
- ・公立図書館における読書活動の現状
- ・読書活動についてのアンケート調査結果
- ・土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- ・土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員名簿
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律

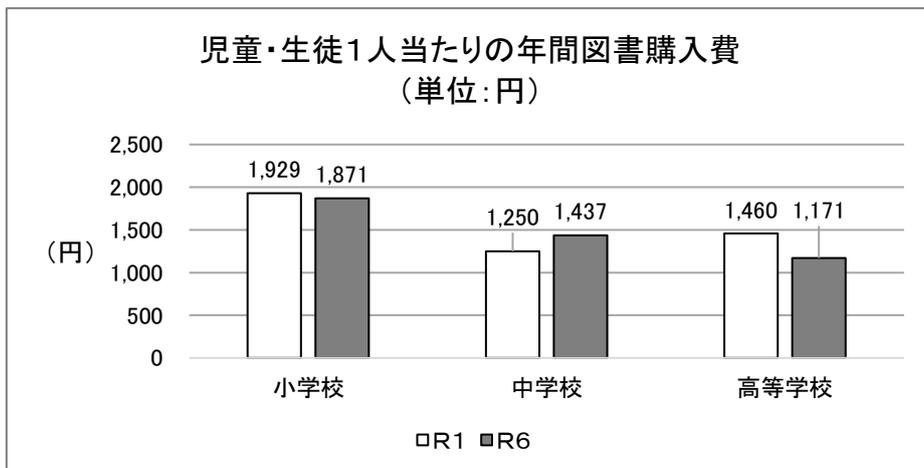
小・中・高等学校における読書活動の現状①



土佐清水市…【学校図書館現状調査】(令和6年8月 土佐清水市教育委員会実施)
 全国…【令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」】(文部科学省)

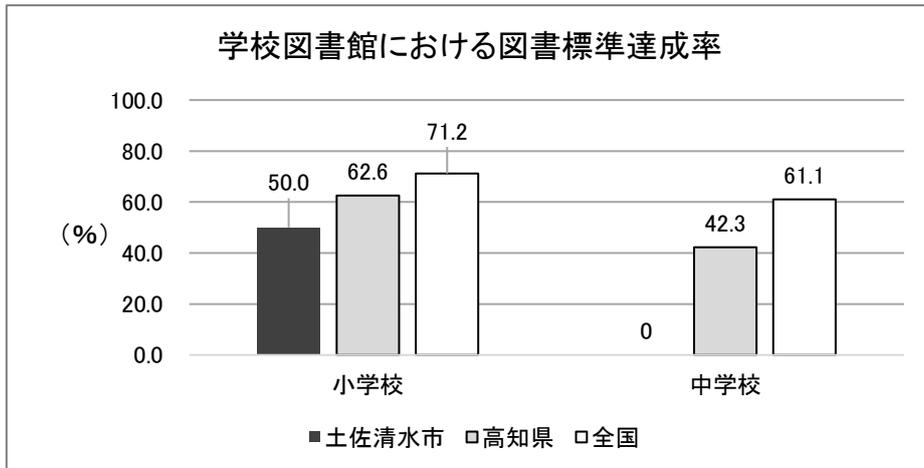


R1…【学校図書館現状調査】(令和元年7月 土佐清水市市民図書館実施)
 R6…【学校図書館現状調査】(令和6年8月 土佐清水市教育委員会実施)

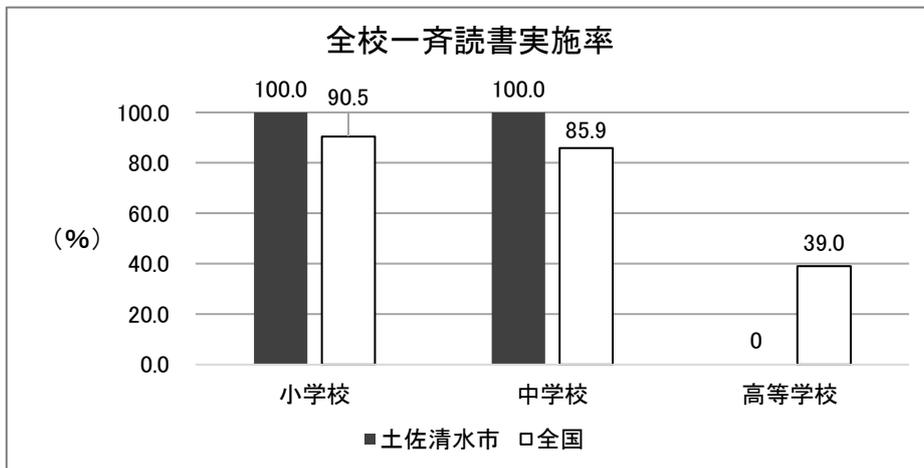


R1…【学校図書館現状調査】(令和元年7月 土佐清水市市民図書館実施)
 R6…【学校図書館現状調査】(令和6年8月 土佐清水市教育委員会実施)

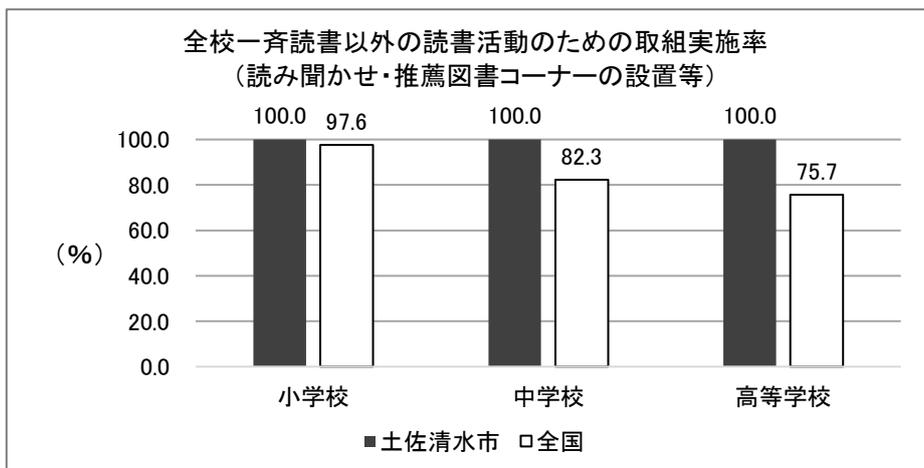
小・中・高等学校における読書活動の現状②



土佐清水市…【学校図書館現状調査】（令和6年8月 土佐清水市教育委員会実施）
高知県・全国…【令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」】（文部科学省）

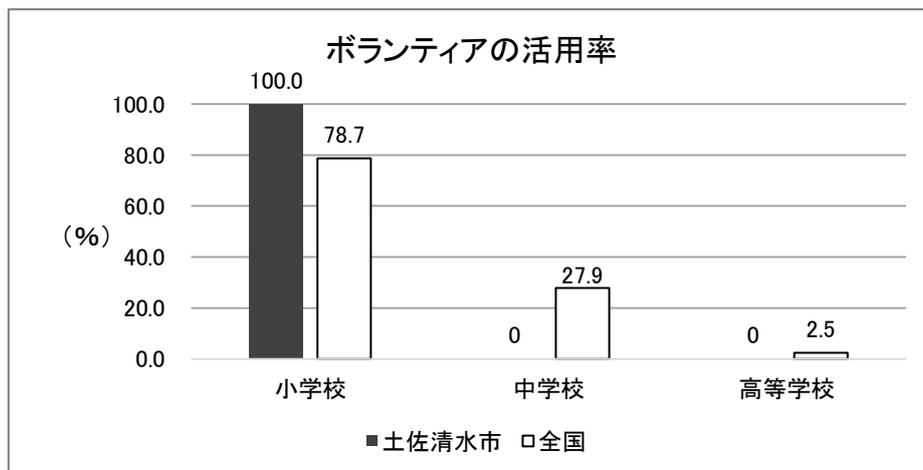


土佐清水市…【学校図書館現状調査】（令和6年8月 土佐清水市教育委員会実施）
全国…【令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」】（文部科学省）



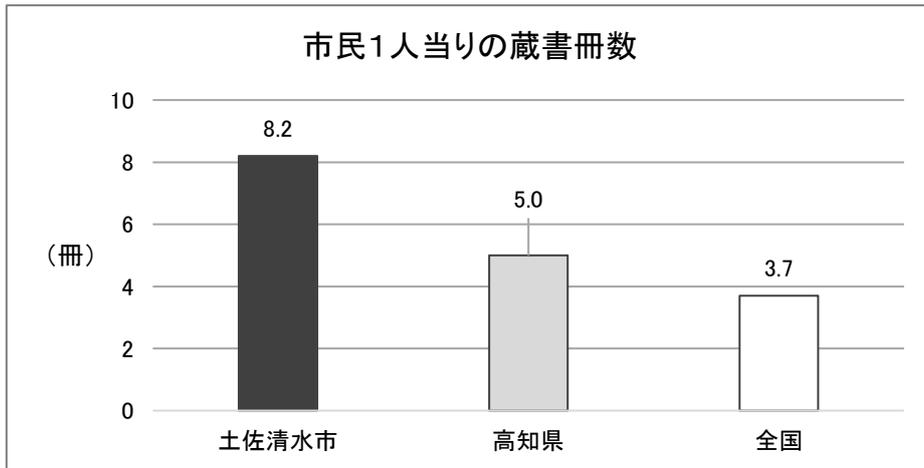
土佐清水市…【学校図書館現状調査】（令和6年8月 土佐清水市教育委員会実施）
※土佐清水市の小学校データは読み聞かせ・推薦図書コーナーの設置実施
土佐清水市の中学校・高等学校データは読み聞かせ未実施、推薦図書コーナーの設置実施
全国…【令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」】（文部科学省）

小・中・高等学校における読書活動の現状③

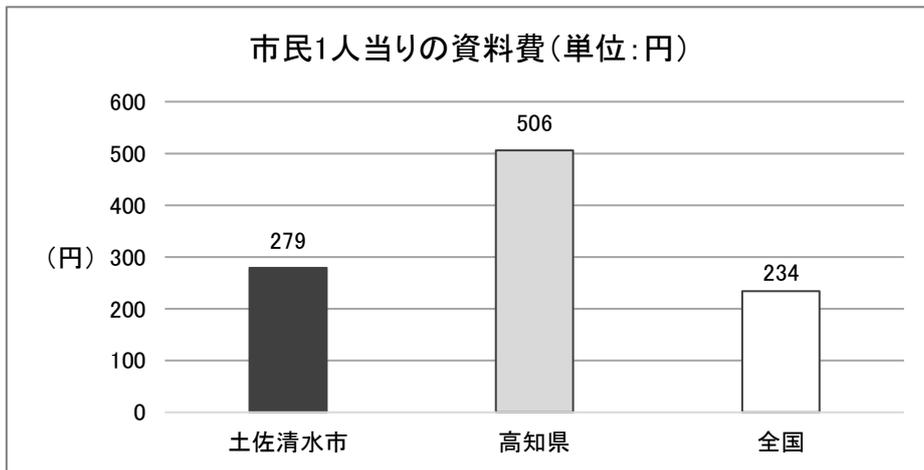


土佐清水市…【学校図書館現状調査】（令和6年8月 土佐清水市教育委員会実施）
全国…【令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」】（文部科学省）

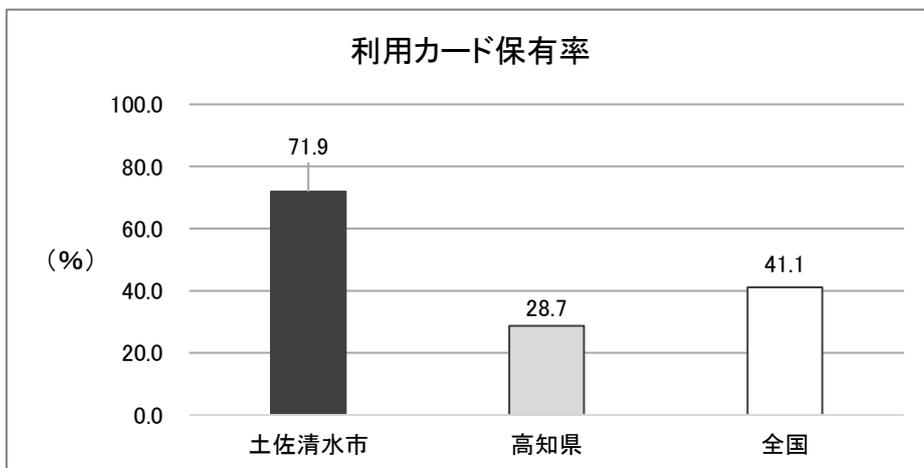
公立図書館における読書活動の現状①



土佐清水市…「四国の公共図書館 2024」
 高知県・全国…「日本の図書館 統計と名簿 2023」(日本図書館協会) ※私立図書館除く

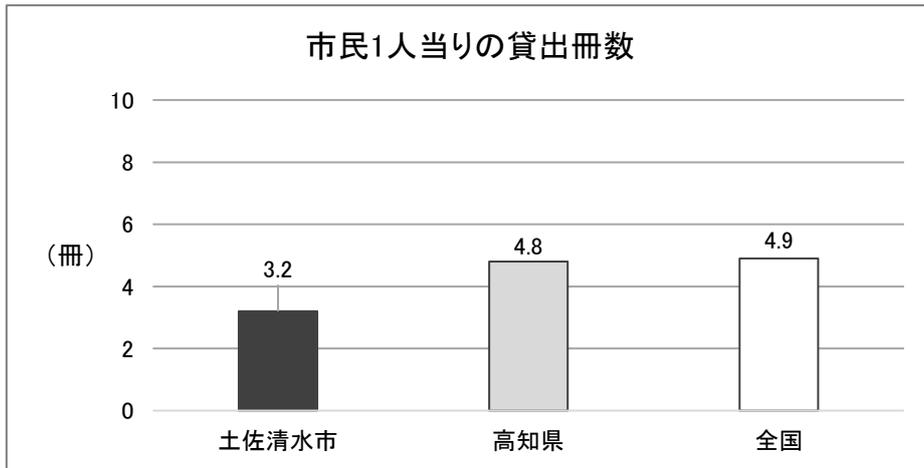


土佐清水市…「四国の公共図書館 2024」(資料費:令和6年度予算)
 高知県・全国…「日本の図書館 統計と名簿 2023」(日本図書館協会) ※私立図書館除く

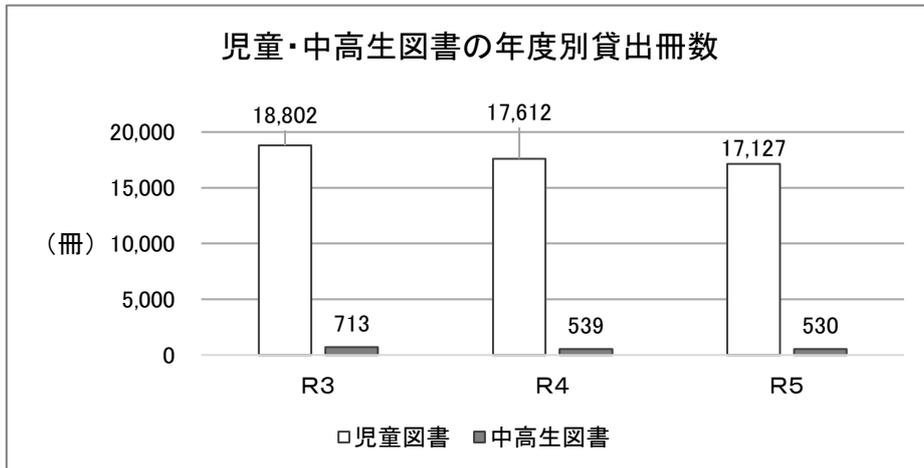


土佐清水市…「四国の公共図書館 2024」
 高知県・全国…「日本の図書館 統計と名簿 2023」(日本図書館協会) ※都道府県立・私立図書館除く

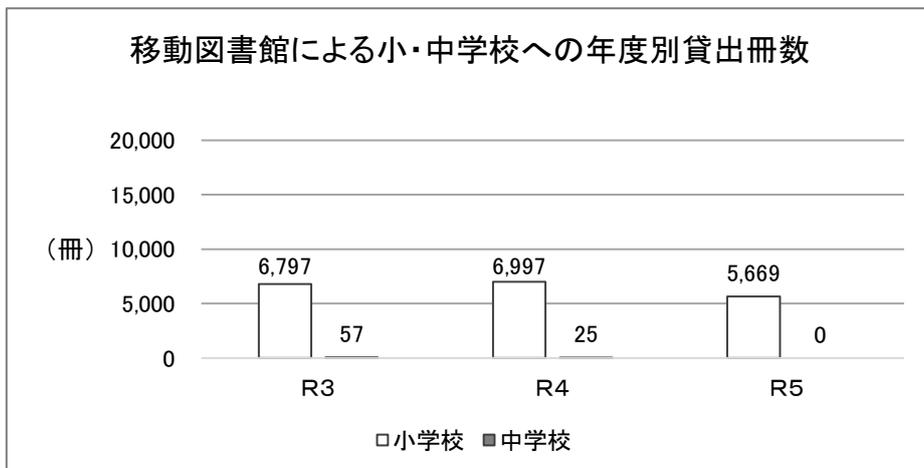
公立図書館における読書活動の現状②



土佐清水市…「四国の公共図書館 2024」
高知県・全国…「日本の図書館 統計と名簿 2023」(日本図書館協会) ※都道府県立・私立図書館除く



令和6年度 土佐清水市立市民図書館調査
※児童図書(絵本・紙芝居含む)



令和6年度 土佐清水市立市民図書館調査
※令和3年度について…令和4年1月、2月は新移動図書館車巡回準備のため巡回中止
※令和4年度を以て中学校への巡回中止

読書活動についてのアンケート調査結果

指 標		R 1	R 6	
本を読むことが好きな子どもの割合(%) * 1	小学生	51.5	50.8	
	中学生	40.3	35.8	
	高校生	27.8	24.3	
不読者数の割合(%) * 2	小学生	1.5	1.3	
	中学生	15.3	25.0	
	高校生	58.3	57.3	
保護者による絵本の読み聞かせの割合(%) * 3	幼稚園 保育所	97.2	96.4	
子どもの読書に関心がある保護者の割合(%) * 4	幼稚園 保育所	95.3	91.3	
	小学生	88.1	83.5	
学校図書館の利用率(%) * 5	小学生	83.0	85.3	
	中学生	52.8	63.5	
	高校生	33.3	49.5	
市民図書館（移動図書館を含む）の利用率(%) * 6	保 護 者	幼稚園 保育所	41.1	31.2
		小学生	48.6	43.5
	小学生	82.0	84.9	
	中学生	34.7	54.7	
	高校生	42.9	33.0	

【R 1：第2次計画策定時のアンケート調査、R 6：第3次計画策定時のアンケート調査の数値】

- * 1 R 1：「本を読むことが好きですか」の質問に「好き」と回答
R 6：「本（電子書籍を含む。ただし、漫画・雑誌は除く）を読むことが好きですか」の質問に「好き」と回答
- * 2 R 1：「先月、本を何冊読みましたか」の質問に「0冊」と回答
R 6：「毎月、本をだいたい何冊読みますか」の質問に「0冊」と回答
- * 3 「お子さんに本を読んであげた経験はありますか」の質問に「よくあった」「時々あった」と回答
- * 4 「お子さんの読書に関心がありますか」の質問に「ある」「少しはある」と回答
- * 5 「休み時間や放課後に学校の図書室を利用しますか」の質問に「よく利用する」「たまに利用する」と回答
- * 6 「市民図書館や移動図書館を利用しますか」の質問に「よく利用する」「たまに利用する」と回答

土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とし、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、本市の子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「子ども読書活動推進計画」という。)策定と進捗管理を行うため土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

子ども読書活動推進計画の策定に関すること。

(1) 子ども読書活動推進計画の進捗管理に関すること。

(2) その他教育委員会が必要と認める事項

第3条 委員会は、13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 幼児教育関係者

(2) 学校教育関係者

(3) 社会教育関係者

(4) 図書館関係者

(5) 学識経験者

(6) 前各号に定める者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中に委員が交代するときは、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、生涯学習課に置くものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。(令和元年5月29日教育委員会告示第10号)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。(令和元年8月5日教育委員会告示第11号)

土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員名簿

No.	氏 名	所 属 等	分野	備 考
1	木俵 一乃	清水中学校教諭	学校教育	
2	坂本 亮	清水高等学校教諭		
3	佐竹 正史	清水小学校校長 土佐清水市図書館協議会委員		委員長
4	谷岡 暁美	NPO法人生涯学習ネットまなびと副理事長 学識経験者	家庭教育	
5	酒井 史	特定非営利活動法人 enne ファミリーサポートセンター長		
6	菊地 花奈	きらら清水保育園長		
7	山本 りよ	土佐清水市図書館協議会委員	社会教育	
8	奥谷 哲	土佐清水市社会教育委員会委員長		副委員長
9	池 直美	土佐清水市立市民図書館館長・司書		
10	東 陽子	土佐清水市立市民図書館長補佐・司書		

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県

における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第3次土佐清水市子ども読書活動推進計画

発行日：令和7年3月

編集発行：土佐清水市教育委員会
(生涯学習課)

〒787-0392

高知県土佐清水市天神町11番2号

TEL：0880-82-1257

FAX：0880-87-9132

E-mail：syougai@city.tosashimizu.lg.jp